



65歳以上のみなさんへ  
平成18年4月から介護保険料額が変わりました

介護保険料は3年に1度、その後3年間に提供される介護サービス費用の見込みに基づき決定されます。今回は平成20年度までに提供される介護サービス費用の見込み等に基づき、介護保険料額が決定されました。

また、介護保険料の段階がこれまでの5段階から6段階となり、所得に応じてより細かな保険料の設定となっています。

4月からの基準額 3,010円

	第1段階	(新)第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
	生活保護受給者・住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者等	住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下を満たす者	住民税世帯非課税で、第2段階対象者以外の者	住民税本人非課税	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円未満	住民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上
	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料額(年額)	18,060円	18,060円	27,090円	36,120円	45,150円	54,180円

介護保険サービスの利用方法が一部変わります

介護保険制度の改正に伴い、新しいサービスが創設されます。また、現存のサービスの利用方法も一部変更されます。



主な新しいサービス	利用できる方	内 容	サービスの利用方法
介護予防通所介護	要支援1	通所介護施設での共通サービスに加え、個人の目標に合わせた運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなどの選択的サービスが提供されます	月単位の定額
介護予防訪問介護	要支援2	自力では困難な行為について、他からの支援が受けられない場合のホームヘルパーによるサービスが提供されます	月単位の定額(通院等の乗降介助は利用できません)
変更されるサービス	利用できる方	内 容	変更点
特定福祉用具販売(改正前の福祉用具購入)	要介護1~5	入浴や排泄などに使用する福祉用具販売	対象は指定された福祉用具販売事業者からの購入についてのみに変更されます
特定介護予防福祉用具販売	要支援1 要支援2	(介護予防に資する)入浴や排泄などに使用する福祉用具販売	

地域密着型サービスの開設を検討されている事業者等のみなさんへ詳しくはいなべ市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先……大安庁舎 長寿介護課 ☎78-3518 FAX78-1114